

## 神戸食品衛生



神戸市長

矢田立郎

一〇〇四年新年あいさつ



発行所

神戸市食品衛生協会  
神戸市中央区加納町6丁目  
神戸市保健福祉局生活衛生課内  
電話 (331)8181 内線3341

たいと思います。

神戸は震災という辛い

経験を通して、地域のみ

なさんが共に力を合せる

ことの大切さに気づきま

した。こういった中で、

地域のつながりや力を最

大限發揮できるしくみと

して、「協働・参画三条

例」をできるだけ早く作

りあげたいと思います。

地域経済の活性化や雇

用の面では、14年度から

の4年間で2万人の雇用

創出を目標にして取り組

んでおり、特に医療、福

祉、環境など成長分野の

産業育成などに努めてお

り、特区構想、企業誘致

のための優遇措置なども

積極的に進めています。

今後は、観光振興にも

力をいれていくたいと考

えていきます。神戸には多

くの観光資源がありま

す。みんなで、おもてな

しの気持ちを持ち、美し

く神戸にすれば、より多

くの人に訪れてもらえ、

新たな人と人の交流が生

まれると思います。

行政改革では、昨年、

外部評議委員に市の一部

の事務事業について評議

をしていただきました。

今後は、これらの意見を

真に受け止め、市民の

暮らしを守るために、今

何をするべきなのかを、今

謹んで新年のご挨拶を

申し上げます。

今年、震災から9年を

迎えます。神戸市では、

震災10年に向けて残され

た課題やこれからのが「神

戸づくり」をどうするか

を明らかにするため、市

民のみなさんのご意見も

いただきながら、「復興

の総括・検証」を進めて

まいりました。1月中に

も、この総括・検証がま

とまる予定ですが、今後

はこれを受け、復興の総

仕上げに向か、一つひと

つ着実に取り組みを進め

ていきたいと考えています。

また、わたしは常々、

神戸の活力の源は、「自分たちのまちは、自分たちでよくしていこう」といふ思いをもつた市民の力になります。地域、都市が元気にならなくては、国も元気になりません。これから信していけるよう、また、より魅力的なまちになるよう、市民のみなさんといっしょに頑張つていき

神戸は震災という辛い経験を通して、地域のみなさんが共に力を合せることが大切さに気づきました。こういった中で、地域のつながりや力を最大限發揮できるしくみとして、「協働・参画三条例」をできるだけ早く作りあげたいと思います。

地域経済の活性化や雇用の面では、14年度から4年間で2万人の雇用創出を目指して取り組んでおり、特に医療、福祉、環境など成長分野の産業育成などに努めており、特区構想、企業誘致のための優遇措置なども積極的に進めています。

今後は、観光振興にも力をいれていくたいと考えています。神戸には多くの観光資源があります。みんなで、おもてなしの気持ちを持ち、美しい神戸にすれば、より多くの人に訪れてもらえ、新たな人と人の交流が生まれると思います。

行政改革では、昨年、外部評議委員に市の一部の事務事業について評議をしていただきました。今後は、これらの意見を真に受け止め、市民の暮らしを守るために、何をするべきなのかを、今

申します。皆様には、健やかに新年を迎えたことをお祝い申します。早い本格復興を、これまでの道筋や流れを止めることがあります。みなさんとともに成し遂げたいと考えています。

そして、「クオリティ・オブ・ライフ(生活の豊かさ)」という考え方を基本とし、「安全・安心」「健康」「交流・融合」をテーマに神戸の魅力を最大限發揮できるしくみとして、「健康こうべ21」をテーマに、21世紀に入り、遺伝子組換え食品の登場などから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申します。

さて、21世紀に入り、遺伝子組換え食品の登場などから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申します。

本市の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申します。

明けましておめでとうございます。皆様には、健やかに新年を迎えたことをお祝い申します。本市では、これまでも積極的に施策を取り組んでまいりたいと考えています。

また、近年、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病といつ

た生活習慣病の増加が大きな問題になってきておりま

す。本市では、これらの疾患の発生を予防し進行を防

ります。

また、近年、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病といつ

た生活習慣病の増加が大きな問題になってきておりま

す。本市では、これらの疾

には、自分の会社・工場・施設・お店は自分で守らなければ誰も守つ

てはくれないのであります。そのためには自主管理を強化して、常

階で、常に緊張感を持って衛生管理制度を強化し確立することが求められています。「自分の健康は自分で守れ」といわれているよう

に、自分の会社・工場・施設・お

安心に対する信頼を回復するためには、生産から製造・加工・流通販売、消費に至るまでの全ての段階で、常に緊張感を持って衛生管

理体制を強化し確立することが求められています。「自分の健康は自分で守れ」といわれているよう

に、貴協会のますますの

お問い合わせ先

株式会社

お問い合わせ先





## 神戸食品衛生

## 支所事業だより

## 西支所

## 東灘支所

平成十五年度に西支所で実施した主な事業は次のとおりです。

一、施設見学会の実施  
五月二十一日、会員三十四名が参加して現在建設中の神戸空港を港務艇「おおわだ」に乗船して視察しました。みなと総局空港整備室職員から平成十七年度開港に向けて急ピッチで建設が進められていました。工事の進捗状況の説明を受けながら全体の輪郭が見えてきた空港を参加者一同、期待を込めて見つめました。

二、食品安全点検の実施  
昨年に引き続き、九月一日、指導員と役員が協力して区内量販店のパトロールを行いました。現場では、食品の保存方法や消費期限表示などについて指導が行われ、食品の安全性確保の啓発に努めました。今後もパトロールを継続し食品安全確保に努めたいと考えています。

&lt;/div

# 食品衛生法の一部改正について

## — 食品衛生法が大改正されました —



健康部生活衛生課

食品安全を確保するための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法の一部が改正されました。現在の食を取り巻く環境の変化や様々な問題が続発したことから、食の安全性確保を最重点に位置付けるなどの抜本的な改正となっています。

法律は、平成15年5月23日に成立し、5月30日公布、その後、3ヶ月以内・9ヶ月以内・3年以内に段階的に施行されることとなっています。

### 法改正の概要

1 目的の改正	「国民の健康の保護を図る旨」を規定
2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務	責務の明確化
3 食品等事業者の責務	食品の供給者としての責務の明確化
4 新開発食品等の販売禁止	規定の整備
5 販売禁止の対象となる獣畜の疾病等	規定の整備
6 残留農薬等に係る基準	ポジティブリスト制への移行
7 総合衛生管理製造過程制度	更新制の導入(3年)
8 食品衛生監視指導指針	国が都道府県等の監視計画策定の指針を作成
9 輸入食品監視指導計画	毎年度計画を策定・公表し、計画的に監視指導
10 都道府県等食品衛生監視指導計画	毎年度計画を策定・公表し、計画的に監視指導
11 命令検査の対象食品等	命令検査の対象食品の見直し
12 収去食品等の試験事務の登録検査機関への委託	収去検査を登録検査機関でも実施できるようにした
13 登録検査機関	指定検査機関から登録検査機関へ移行
14 食品衛生管理者	総合衛生管理製造過程承認施設についても、食品衛生管理者の設置を義務化
15 輸入業者に対する営業禁停止処分	厚生労働大臣が行えるようにした
16 保健所長による調査及び報告	調査すべき要件の追加など
17 大規模・広域な食中毒発生時における厚生労働大臣による調査の要請	
18 国民などの意見の聴取	①新開発食品の販売禁止、食品の規格基準や表示基準及び監視計画の設定にあたって国民、住民の意見を求めること ②施策の実施状況を公表し、施策について広く国民、住民の意見を求めること ③消費者、事業者、住民の意見が反映される関係者相互の意見交換を促進すること
19 奖罰の強化	表示義務違反等を含む

### 食品衛生法の制定

BSE問題や相次ぐ偽装表示の問題、輸入食品から検出された残留農薬の基準違反等食品安全に対する国民の不安や不信が高まっていることに対応するため、平成15年5月に「食品安全基本法」が公布され、食品衛生法の大幅改正とともに「国民の健康の保護」を最重点とする体制が確立されました。その概要は次のとおりです。

- ① 食品の安全性の確保に関する基本理念（国民の健康の保護が最重要である）を定める
- ② 地方公共団体・食品関連事業者・消費者の役割を明らかにする

- ③ 食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する
- ④ 食品の安全性の確保は、食品供給工程の各段階（農林水産物の生産から食品の販売まで）においておこなう
- ⑤ 食品健康影響評価の実施
- ⑥ 食品関連事業者は食品の安全性の確保について第一義的責任を有している

# ◆ 食品等事業者の責務について ◆

食品等事業者が食品の供給者としてその安全性の確保に責任を有することを明確にするため、また、食中毒発生時の原因究明や被害拡大防止のため、以下の責務内容が規定されました。

\* 食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

### 食品等事業者の責務

(第3条関係) 公布後3か月以内施行

#### 1. 通常時の措置

- ・知識及び技術の習得
- ・原材料の安全性の確保
- ・自主検査の実施

#### 2. 記録の作成・保存

必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。

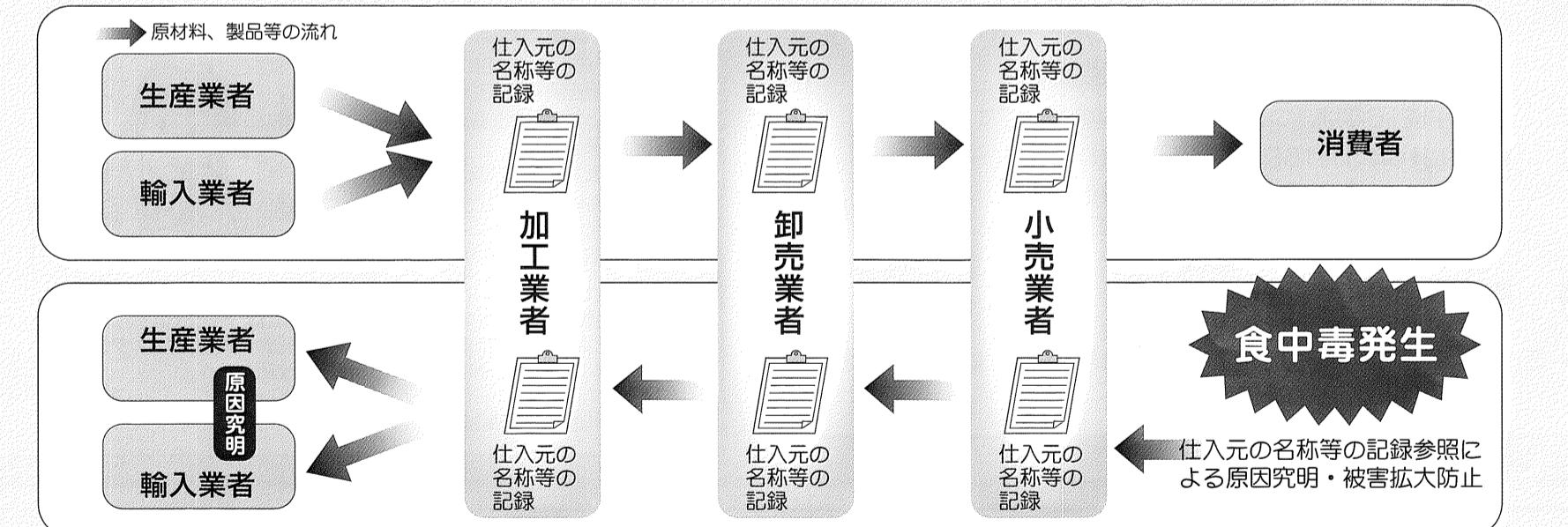
→ 食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

#### 3. 危害発生時の措置

- ・2の記録の国・自治体への提供
- ・廃棄等の措置

### 食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係) 公布後3か月以内施行



### 「食品の品質期限」の表示を「賞味期限」に統一 (平成15年7月31日告示) — 2年間の猶予期間を経て—

#### 消費期限と賞味期限 (食品衛生法・JAS法)

##### ● 消費期限

定められた方法で保存した場合で、品質が急速に劣化する食品（おむね5日以内に品質が劣化するもの）には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間を年月日で表示します。

##### ● 賞味期限

定められた方法で保存した場合で、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が十分に可能な期間を年月日で表示します。ただし、3か月以上品質保持が可能なものは年月表示でも可。

<賞味期限を過ぎても、すぐ食べられなくなるわけではないので、およその目安としてください。>

